

従業員1名あたり

年間最大

10万円

企業の皆様へ

貴社の

人材確保を

応援します！

志摩市

未来人材

奨学金応援補助金

志摩市内の事業者が従業員の奨学金を代理返還することにより、未来の本市産業を担う人材の確保・定着と市内定住等を促進するため、事業者が代理返還した額の2分の1（従業員1人につき、上限10万円／年）を事業者に補助します。

補助制度の詳細は裏面および市HPをご覧ください

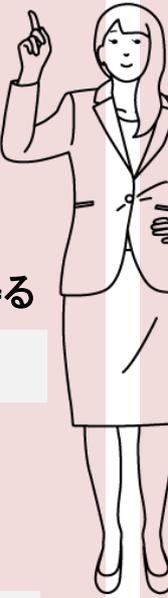
制度導入の主なメリット

【事業者のメリット】

- ✓ 就職先としての魅力が向上し、人材の確保や定着につながる
- ✓ 代理返還(直接送金)分を給与として法人税に損金算入が可能となり得る

【従業員のメリット】

- ✓ 奨学金返済支援が受けられるほか、支援を受けた額の所得税は非課税となり得る



対象事業者 (主な要件)

- ✓ 市が認定した事業者で、市内に事務所、店舗又は工場等を有している
- ✓ 対象従業員を正規雇用している
- ✓ 就業規則等で奨学金返還支援を明記している
- ✓ 市税を滞納していない 等

対象従業員 (主な要件)

- ✓ 正規雇用された従業員
- ✓ 市内に住民登録がある
- ✓ 初回申請時に採用後3年以内
- ✓ 申請の年度末で35歳未満 等

補助対象経費

補助対象事業者が、対象従業員の奨学金(※)を代理返還した額
(※) 日本学生支援機構が実施する第一種奨学金又は第二種奨学金

補助金の割合・額

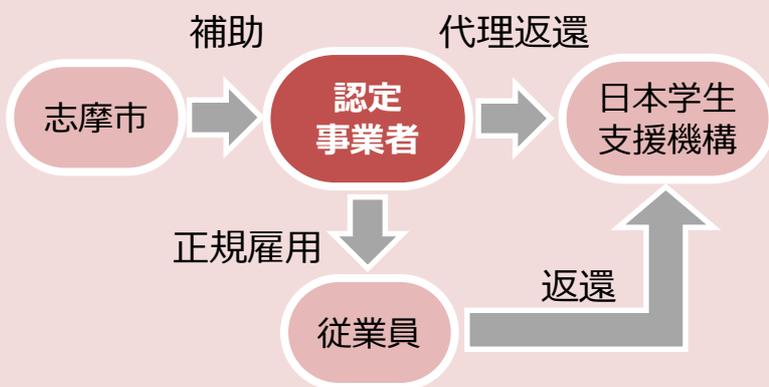
- ✓ 事業者が代理返還した額の1/2
- ✓ 従業員1人につき年間最大10万円、累計100万円

補助対象期間

従業員1人につき最長10年

補助金の活用イメージ

▶ 補助スキーム



▶ 活用例

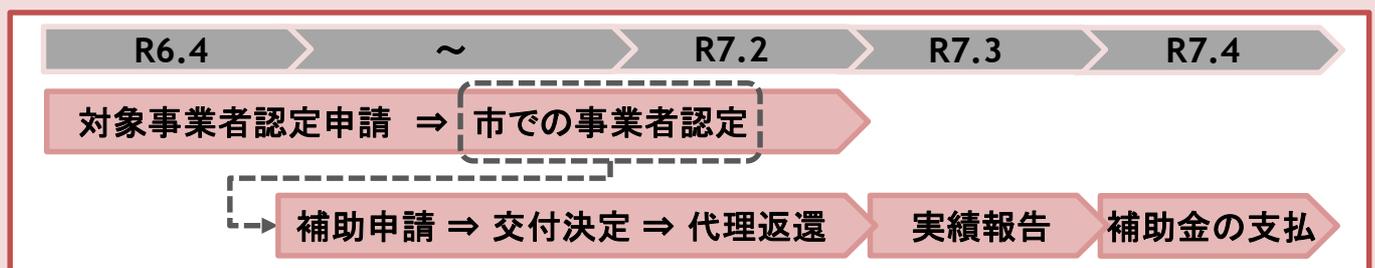
従業員の年間返済額を40万円と仮定、企業が2分の1支援を行う場合

- 【従業員】 年間20万円
- 【企業】 年間10万円
- 【市補助】 年間10万円

企業の従業員支援

企業負担	市補助	従業員負担

▶ 補助金手続きの流れ



SHIMA CITY



【制度に関するお問い合わせ】

志摩市 観光経済部 経済課

TEL: 0599-44-0010

E-mail: keizai@city.shima.lg.jp

▶ 詳細はコチラ



<志摩市HP>



<日本学生支援機構HP>